

令和6年度 集団指導

〔全サービス共通〕

医療・福祉関係の資格を有さない方の
認知症介護基礎研修の受講義務について

日向市 健康長寿部
高齢者あんしん課 介護認定係

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方^{※1} は認知症介護基礎研修の受講が義務づけられています

令和3年度介護報酬改定に伴う指定基準の改正により、^{※1}介護サービス事業者等に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

当該義務づけの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務づけの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

(この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。)

～令和6年(2024年)3月31日 令和6年(2024年)4月1日～

経過措置期間(努力義務)

義務

※1 義務付けの対象とならない職種については、下記『1 対象』参照

※2 『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について』等

1. 対象

県内の介護サービス・事業者等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者、および認知症介護実践者研修を受講予定の者

【参考】

認知症介護基礎研修の義務づけの対象にならない職種(厚生労働省通知)

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

※上記のほか、歯科衛生士、柔道整復師、福祉具専門相談員についても、厚生労働省より義務付けの対象とならない職種として回答を得ています。

〔注意事項〕

○認知症サポーター等養成講座の修了者は義務付けの対象外とはなりません。

○養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格を有していない者については、卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として、義務付けの対象外とします。

○また、福祉系高校の卒業者については、認知症にかかる教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が証明できれば義務付けの対象外となります。

○外国人介護職員については、EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務付けの対象となります。

2.研修実施機関

以下の法人を研修実施機関として指定し、研修を実施します。

◆法人の名称・代表者氏名

社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センターセンター長
加藤信司

◆住所または主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘6-149-1

◆指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

Q&A 介護保険最新情報Vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)令和6年3月15日」

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

(問155)受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となるか。

(答)
日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、免除とはならない。

(問156)柔道整復師、歯科衛生士については、受講義務付けの対象外か。

(答)
柔道整復師、歯科衛生士ともに、受講義務付けの対象外として差し支えない。

(問157)訪問介護員(ヘルパー)研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(答)
訪問介護員(ヘルパー)研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格とともに、受講義務付けの対象となる。

(問158)介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講義務付けの対象となるか。

(答)
特定施設では無い、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの対象外である。なお、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えない。

Q&A 介護保険最新情報Vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)令和6年3月15日」

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

(問159)当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(答)

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。

したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。

なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

(問160)事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

(答)

・ 貴見のとおり。

・ 本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月 26 日)問6は削除する。

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

(問161)「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。

(答)

「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮(シフトの調整等)、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定している。

(問162)現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

(答)

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

(問163)母国語が日本語以外の者を対象とした教材はあるか。

(答)

日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語の e ラーニングシステムを整備している。また、日本語能力試験の N4 レベルを基準とした教材も併せて整備している。

(参考)認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム(認知症介護研究・研修仙台センターホームページ)

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/languages/select/>

宮城県認知症介護基礎研修（eラーニング）募集要項

1 研修対象者

宮城県内の介護保険施設・事業者等に勤務する者。

※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員は、受講義務付けの対象となります。

※ 介護に直接携わらない職員や、医療・福祉関係の資格を有する職員も受講可能です。

2 研修期間・定員

随時・定員なし

3 研修内容

認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得させることをねらいとした、eラーニング形式の研修

<カリキュラム>

時間数	内容
150分程度	認知症の人を取り巻く現状
	具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方
	認知症の人を理解するために必要な基礎的知識
	認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点

4 修了証書の発行

通信科目を全て受講し、確認テストを修了した受講者に対し、システム上から修了証書が発行されます。

5 研修実施機関

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

6 受講料・教材費

3,000円（消費税込）

7 申込手続・受講方法等

「認知症介護基礎研修 eラーニングのご案内」 (<https://kiso-elearning.jp/>) を御確認ください。

8 システム操作方法

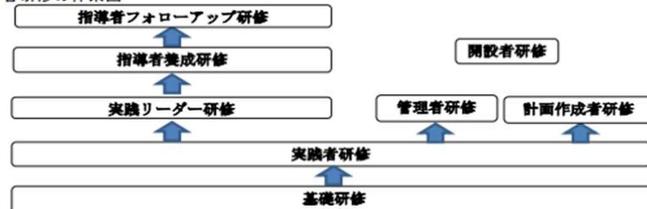
「認知症介護基礎研修 eラーニングの操作マニュアル」 (<https://kiso-elearning.jp/manual/>) を御確認ください。

9 問合せ先

「認知症介護基礎研修 eラーニングのお問合せ」 (<https://kiso-elearning.jp/inquiry/>) からお問い合わせください。

(参考)

・各研修の体系図



・加算の算定要件の一つとなる研修

(1) 認知症加算（通所介護、地域密着型通所介護）

- ① 認知症加算 60 単位/日
→ 認知症介護実践者研修

(2) 認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

- ① 認知症加算（Ⅰ）920 単位/月
→ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修
② 認知症加算（Ⅱ）890 単位/月
→ 認知症介護実践リーダー研修

(3) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

- ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）3 単位/日
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護は 90 単位/月
→ 認知症介護実践リーダー研修
② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）4 単位/日
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護は 120 単位/月
→ 認知症介護指導者養成研修

(4) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（Ⅱ）（認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）

- ① 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150 単位/月
→ 認知症介護指導者養成研修
② 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120 単位/月
→ 認知症介護実践リーダー研修

・地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

	全サービス共通	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型 デイサービス
代表者 （開設者）	—	開設者研修	開設者研修	—
管理者	—	実践者研修 管理者研修	実践者研修 管理者研修	実践者研修 管理者研修
計画作成担当者 （ケアマネ）	—	実践者研修	実践者研修 計画作成研修	—
医療・福祉関係の 資格を有さない者	基礎研修	—	—	—